

1 計画策定の趣旨

北海道では、平成16年10月に、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指すことを目的とした「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「条例」という。）を全国にさきがけて制定（図表1）し、平成17年度からこれまで、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第一期計画）」に基づき、少子化対策の推進に努めてきたところです。

しかしながら、合計特殊出生率は、全国平均と比べると大きな開きがあるなど、依然として本道における少子化の状況は極めて厳しい状況にあります。

このため、第一期計画における取組の評価・分析を行うとともに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（第二期計画）」を策定し、今後5年間の少子化対策の具体的な内容や目標等について定めることとします。

2 計画のめざす姿

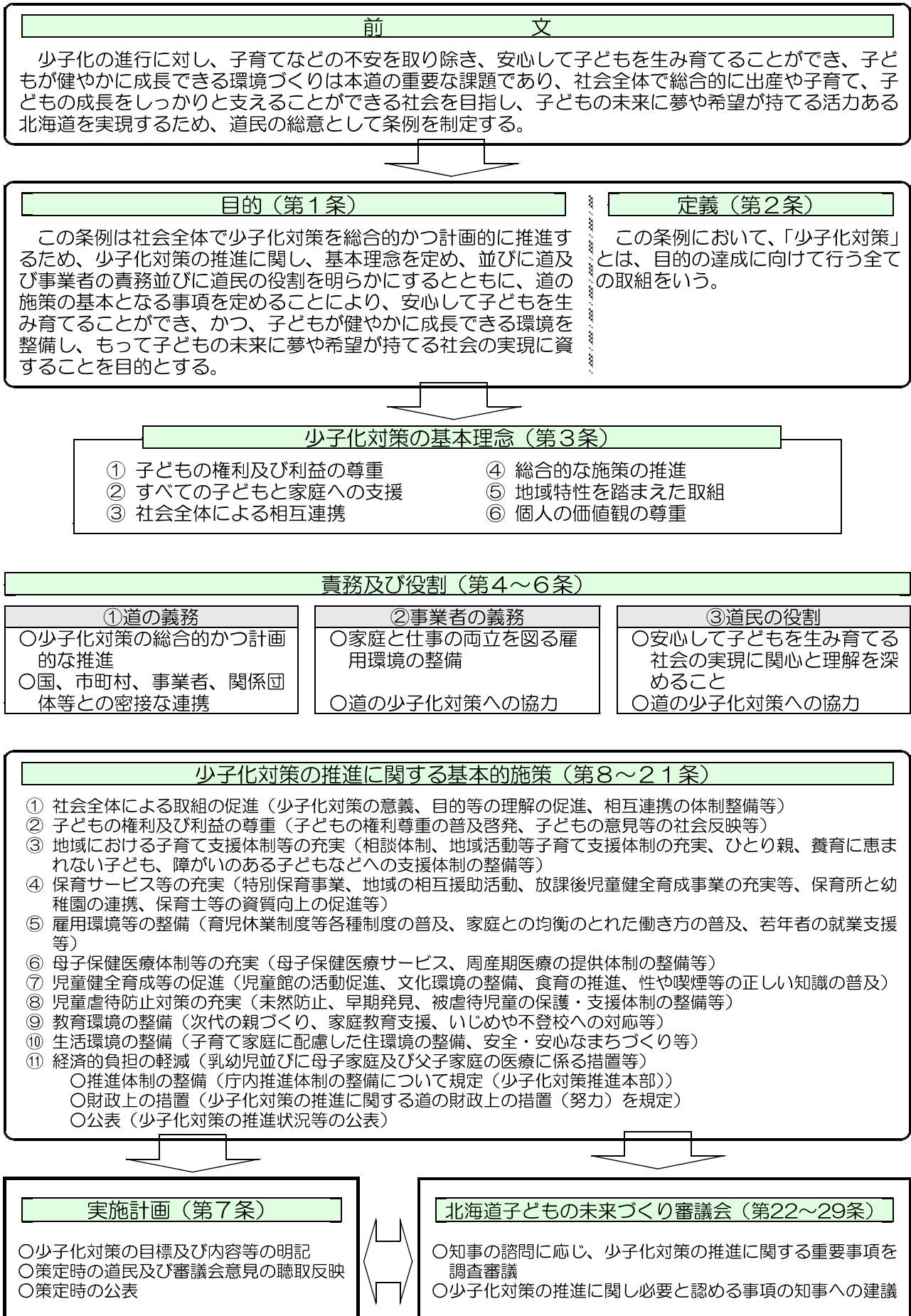
本道の未来を担う子どもたちがのびのびと心豊かに成長することは、道民すべての願いです。このため少子化が進行する中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除き、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが等しく健やかに成長できる環境を整備し、少子化の流れを変えていくことは本道にとって大変重要な課題です。

第一期計画では、この課題解決に向け、道は市町村と緊密に連携して施策の効果を相乗的に高めるとともに、道民をはじめ、学校、地域社会、事業者、行政機関等に対し、取組の理解と参加、協力を働きかけながら、社会全体で取り組んでいくことを基本に少子化対策を推進してきました。

この第二期計画においても、第一期計画に引き続き、条例で定められた11の施策を基本として、道が主体となり、市町村、事業者、関係団体等すべての関係者が一体となって少子化対策を総合的かつ計画的に推進することとします。

そして、条例の理念のもと、豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境、若者の自立をしっかりと支えることができる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現をめざします。

【図表1：北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例の概要】



3 計画の位置づけ

① 条例に基づく実施計画

この計画は、条例第7条の規定に基づく「実施計画」であり、第一期計画（平成17年度から平成21年度）に引き続く第二期計画として策定します。

② 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

この計画は、「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」第9条に基づく「都道府県行動計画」の後期計画としての性格を併せ持つものとします。

③ 保育計画

この計画の「第4 計画の内容」における「(4) 保育サービス等の充実」については、児童福祉法第56条の9第1項に基づき策定する「保育計画」とします。

〔 なお、上記のうち、「良質な保育サービスの確保と情報提供の充実」については、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省取りまとめ）における「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」とします。 〕

④ 新・北海道総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」及び「北海道保健医療福祉計画」との関連

この計画は、「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン・計画期間：平成20年度からおおむね10年）」で示した政策展開の基本方向の一つである「安心して心豊かな北海道ライフスタイル」に沿って策定、推進する「人口の減少・高齢化に対応した社会の構築」に関する特定分野別計画とします。

また、第一期計画同様に「北海道保健医療福祉計画（計画期間：平成20年度からおおむね10年）」における「子どもを安心して生み育てる環境づくり」に関する部門別計画とします。

⑤ その他計画との関連

この計画に基づく施策の推進に当たっては、「北海道障害者基本計画」、「北海道母子家庭等自立促進計画」、「北海道教育推進計画」、「北海道雇用創出基本計画」及び「第二次北海道男女平等参画基本計画」等における少子化対策に関わる施策と連携を図ることとします。

4 計画の期間

計画期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

5 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等すべての道民及び団体を対象としています。